

# 一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関設立に関する Q & A

平成 26 年4月

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関

一般社団法人全国銀行協会

Q1:新運営機関が設立されたことにより、全銀協 TIBOR について何が変更されるのか。  
利用者への影響としてはどのようなものがあるか。

A1:新運営機関では、TIBORの信頼性、透明性の維持向上を図ることを目的に、IOSCO 原則に則った体制整備、運営を実施します。具体的には、運営機関の内部に、外部有識者を委員とする監視委員会を設置し、公正・中立な立場から、運営機関、リファレンス・バンク双方の業務の適切性を確認していくほか、TIBOR の算出・公表業務に対する外部監査を年1回実施し、外部からのチェックも行って参ります。

今回の体制変更は、運営機関およびリファレンス・バンクにおけるガバナンス強化が中心であり、全銀協 TIBOR の定義や算出方法については変更を行っておらず、全銀協 TIBOR の名称や情報提供会社からの公表画面も変更ありません(※)。したがって、平成 26 年3月 31 日までに全銀協が公表していた全銀協 TIBOR と、平成 26 年4月 1 日以降に新運営機関が公表する全銀協 TIBOR とでは、指標としての実質同一性は保たれており、従来、全銀協 TIBOR を参照されている利用者の方々におかれては、これまで全銀協が公表していた全銀協 TIBOR と実質的に同一の指標として、新運営機関が公表する全銀協 TIBOR をご利用いただくことが可能です。

なお、平成 27 年4月 1 日から、全銀協 TIBOR のテナーを削減(現在は1週間もの、1~12 か月もの計 13 種類。これを1週間もの、1、2、3、6、12 か月物の6種類に削減)する予定としていますので、削減対象となるテナーを参照している契約については影響が生じます。

(※)画面に表示される公表主体の名称が変更される点は除きます。

Q2:貸出金や、デリバティブの契約において、契約上、「全銀協が公表する全銀協 TIBOR」と公表主体を明記して参照している場合において、今回の公表主体の変更により、契約の変更(全銀協⇒全銀協 TIBOR 運営機関への変更)は必要になるのか。

A2:一義的には、各契約当事者間においてご判断いただくことになると考えますが、Q1での回答のとおり、平成 26 年3月 31 日までに全銀協で公表していた全銀協 TIBOR と、平成 26 年4月 1 日以降に新運営機関が公表する全銀協 TIBOR とでは、指標としての実質的同一性は保たれていますので、既存の契約について、全銀協 TIBOR の公表主体を「全銀協」と特定するかたちで参照されている場合においても、特段の契約変更手続を要することなく、公表主体が「全銀協 TIBOR 運営機関」に読み替えられ、当該契約が「全銀協 TIBOR 運営機関が公表

する全銀協TIBOR」を参照するものとして取り扱うことが、通常、契約当事者の合理的な意思解釈に合致するものと考えられます。

Q3: 今回の公表主体の変更に伴い、なぜ、「全銀協 TIBOR レート閲覧・使用に当たっての留意事項」において、全銀協 TIBOR を利用する契約書面にフォールバック条項を採用する等の対応を検討することが推奨されることになったのか。フォールバック条項としてはどのようなものが考えられるか。

A3: 昨年7月にIOSCOが公表した「金融指標に関する原則」では、金融指標の運営機関に対し、金融指標を参照する契約や金融商品においてフォールバック条項(代替措置についての契約条項)の採用を利用者に促すことが求められていることから、当原則に則り、全銀協 TIBOR については、今般、全銀協 TIBOR を契約上参照される場合、全銀協 TIBOR の公表が停止される場合等の代替措置として、契約書上フォールバック条項を規定する等の検討を推奨することにしたものです。

個々の契約書においてフォールバック条項を採用する等の対応を検討するかどうかは、一義的には、各契約当事者間においてご判断いただく事項であると考えていますが、具体的なフォールバック条項としては、例えば、全銀協 TIBOR が公表されない場合に、契約当事者間で参照金利について協議する旨の条項を規定しておくことや、契約の一方の当事者が代替となる他の指標や金利を指定する旨の条項を規定しておくこと等が考えられます。ただし、内容については各契約当事者間での事前の合意によるため、これに限られません。

なお、実際に、全銀協 TIBOR について、継続的な公表停止を検討する場合には、金融経済の安定に与える影響、および参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、利用者を含めた市場参加者からの十分な意見聴取期間を設定のうえ、検討することとしております。

以上